

山陽小野田市公共工事請負契約約款第 25 条第 5 項
(単品スライド条項) の運用について
～お知らせ～

令和 4 年 11 月 1 日
山陽小野田市

資材価格の急激な高騰を踏まえ、山陽小野田市では「山陽小野田市公共工事請負契約約款第 25 条第 5 項 (単品スライド条項) について、『山口県建設工事請負契約約款第 25 条第 5 項(単品スライド条項)運用基準』等に準拠して運用の改定を図ることとしましたので以下のとおり、お知らせします。

1 準用する単品スライド条項に係る運用基準等

- (1) 山口県建設工事請負契約約款第 25 条第 5 項(単品スライド条項)運用基準
- (2) 山口県建設工事請負契約約款第 25 条第 5 項(単品スライド条項)運用マニュアル

※運用基準等は、山口県土木建築部技術管理課ウェブサイトに掲載しています。
(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23454.html>)

2 適用基準日

令和 4 年 1 月 1 日以降、山陽小野田市公共工事請負契約約款第 25 条第 5 項に係る請求が行われたものに適用する。

ただし、経過措置として、令和 4 年 9 月 20 日時点で残工事が 2 ヶ月以上ある工事についても、山陽小野田市公共工事請負契約約款第 25 条第 5 項に係る請求ができるものとする。

※請求に係る書類については、山陽小野田市監理室のウェブサイトに掲載しています。

〈参考：運用基準の主な変更点〉

《これまでの運用基準》

工事材料の価格増加分について、工事材料の「実際の購入価格」(受注者が提出)と「購入した月の物価資料の単価」を比較し、安い方の単価を用いて請負購入価格を変更。

《新たな運用基準》

購入金額が適当な金額であることを証明する書類を提出した場合は、「実際の購入価格」の方が「購入した月の物価資料の単価」より高い場合であっても、「実際の購入価格」を用いて請負代金額を変更することを可能とする。